群馬県環境影響評価条例施行規則の一部改正(案)について

2021 年 12 月 群馬県環境森林部環境政策課

1 群馬県環境影響評価条例施行規則の概要

環境影響評価(環境アセスメント)制度は、大規模な開発事業を行う前に、その事業の実施が周囲の環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測及び評価を行うとともに、環境保全のための措置を検討し、環境と開発の調和を図ることを目的としています。

群馬県環境影響評価条例施行規則では、群馬県において環境影響評価制度の対象となる事業の種類や規模要件を定めています。

2 改正の趣旨

群馬県では、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言2で「温室効果ガス排出量ゼロ」を掲げ、さらに、本年3月策定の「群馬県地球温暖化対策実行計画2021-2030」で、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比マイナス50%にするという高い目標を掲げています。

温室効果ガス排出量を削減し目標を達成するため、群馬県環境影響評価条例施行規則を次のとおり一部改正します。

なお、施行にあたり経過措置を設けることを検討しています。

改正のポイント

|ポイント1| 野立型 (開発型) 太陽光発電施設を環境影響評価の対象にします

- (1) 野立型で施行区域面積が一定以上 (一般地域 20ha 以上、配慮地域 5ha 以上) のものは環境影響評価の対象とします。
- (2) 屋根置き型は環境影響評価の対象外とします。
 - [※ 配慮地域とは、国立公園、自然環境保全地域、保安林など環境の保全について特に配慮をすべき 地域。一般地域とは、配慮地域以外の地域]

|ポイント2| 化石燃料を使用する自家発電施設を環境影響評価の対象にします

工場・事業場を新設、増設する場合、排出ガス量が工場・事業場全体で4万 Nm3/h 以上であれば、環境影響評価の対象です。このうち、自家発電施設については次のと おりとします。

- (1) 化石燃料を使用する自家発電施設からの排出ガスは、工場・事業場から排出される排出ガス量に算入します。
- (2) 再生可能エネルギーによる自家発電施設からの排出ガスは、従来どおり、工場・事業場から排出される排出ガス量に算入しません。

3 スケジュール

2021 年 12 月~2022 年 1 月 パブリックコメントの実施 2022 年 3 月 改正環境影響評価条例施行規則の公布、施行

【改正ポイント1】野立型(開発型)太陽光発電施設を環境影響評価の対象にします

(1) 現状と課題

- ① 再生可能エネルギーの導入拡大のため、太陽光発電施設の設置を条例アセスの対象事業から除外(2013年11月22日)
- ② 事業用太陽光発電の導入目標達成には、面積ベースで+2.100ha必要だが、残された適地は少ない
- ③ 一方で、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息生育環境の悪化などの問題が顕在化
- ④ 国は太陽光発電施設を環境影響評価法の対象事業に追加(2020年4月1日)

(2) 改正案

(2020年4日1日協行)

設置方法	アセス条例の適用			
	~2013.10	2013.11~	改正後	
屋根置き型	0	_	_	
野立型(開発型)	0	_	0	

	F4月1口加11/				
評環	事業				
評環 価境法 響	第一種	出力4万kW~	(面積換算100ha~)		7
響	第二種	出力3万kW~4万	kW (同75ha ~ 100ha)		
条環例境影	地域 事業	一般地域		配慮地域	(国立公園等)
影響評価	第一種	出力2万kW~	(面積50ha ~)	出力8千kW~	(面積20ha~)
価	第二種	出力8千kW~2万	kW(面積20ha~50ha)	出力2千kW~8干	FkW(面積5ha~20ha)

- (注1 配慮地域とは、国立公園、自然環境保全地域、保安林など環境の保全に特に配慮をすべき地域。一般地域とは、配慮地域以外の地域。)
- (注2 条例では施行区域の面積を基準として環境影響評価の適用を判断する。)

群馬県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

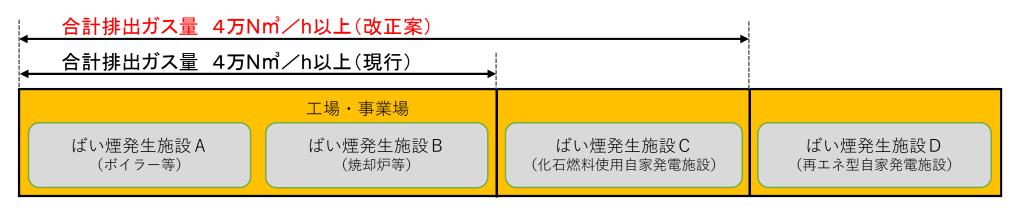
【改正ポイント2】化石燃料を使用する自家発電施設を環境影響評価の対象にします

① 温室効果ガス排出量の現状

産業部門(2017年度)	単体で排出ガス量4万N㎡/h以上の自家発電施設		
(A)	(B)	(B∕A)	
6,188 千 t−CO2	最大1,025千t-CO2	16.5%	

② 改正案

条例アセスの規模要件について、化石燃料使用自家発電施設からの排出ガス量を算入 再エネ型自家発電施設からの排出ガス量は、引き続き除外



③ 誘導の考え方

